

十六 自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 自転車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

十七 家具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 建具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 畳類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 葬祭用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

十八 電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

十九 手動利器、手動工具及び金具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 台所用品、清掃用具及び洗濯用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十 薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十一 農耕用品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十二 花及び木の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十三 燃料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十四 印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十五 運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 おもちゃ、人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十六 写真機械器具及び写真材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十七 時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十八 たばこ及び喫煙用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十九 建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

三十 宝玉石及びその模造品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

三十一 愛玩動物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

別表第三十六類の項下欄第十号中「定着物」を「定着物」に改め、同項下欄第十五号中「ガス料金又は電気料金の徴収の代行」を「ガス料金又は電気料金の徴収の代行 商品代金の徴収の代行」に改め、同項下欄第十六号中「有価証券の売買 有価証券指数等先物取引 有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引」を「有価証券の売買 有価証券指数等先物取引 有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引」に改め、同項下欄第二十号から同項下欄第三十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項下欄第十九号の次に次の二号を加える。

二十 有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理

二十一 有価証券等精算取次ぎ

別表第三十九類の項下欄第八号中「他人の携帯品の一時預かり」を「他人の携帯品の一時預かり配達物の一時預かり」に改める。

別表第四十類の項下欄第十号中「化学機械器具の貸与」を「化学機械器具の貸与 家庭用ルームクーラーの貸与」に、たばこ製造機械の貸与を「たばこ製造機械の貸与 暖冷房装置の貸与」に改める。

別表第四十二類の項下欄第四号及び同項下欄第五号を削り、同項下欄第六号から同項下欄第九号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第四十三類の項下欄第三号中「保育所における乳幼児の保育 老人の養護」を「高齢者用入所施設の提供（介護を伴うものを除く） 保育所における乳幼児の保育」に改める。

別表第四十四類の項下欄第八号から同項下欄第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項下欄第七号中動物の飼育を「動物の飼育 動物の美容」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八 介護
施設における介護 訪問による介護
別表第四十五類の項下欄第八号を同項下欄第十二号とし、同項下欄第七号を同項下欄第十一号とし、同項下欄第六号を同項下欄第八号とし、同号の次に次の二号を加える。
九 愛玩動物の世話
十 乳幼児の保育（施設において提供されるものを除く。）
別表第四十五類の項下欄第三号から同項下欄第五号までを二号ずつ繰り下げ、同項下欄第一号の次に次の二号を加える。
三 工業所有権に関する手続の代理又は鑑定その他の事務 訴訟事件その他に関する法律事務 著作権の利用に関する契約の代理又は媒介 登記又は供託に関する手続の代理
四 社会保険に関する手続の代理

（施行期日）
1 この省令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、別表第三十五類の項下欄第十二号の次に十九号を加える改正規定は、意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。
2 この省令の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。
3 意匠法等の一部を改正する法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願（前項に規定する商標登録出願又は防護標章登録出願を除く。）に係る商品及び役務の区分については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

〇総務省告示第五百五十六号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の六第十二項（同令第五十九条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公職選挙法施行令第五十九条の六第九項の規定により送信された投票を受信するために指定市町村の選挙管理委員会が設置するファクシミリ装置及びその管理の方法に関する技術的基準（平成十一年自治省告示第二百二十五号）の一部を次のように改正し、平成十八年十一月一日から施行する。
平成十八年十月二十七日
総務大臣 菅 義偉
題名中「シヨウジ」の「シヨウ」の下に「シヨウ」を「シヨウ」に改め、
〇総務省告示第五百五十七号
施設等所在市町村調整交付金交付要綱（昭和四十五年自治省告示第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
平成十八年十月二十七日
総務大臣 菅 義偉
附則第二項を削る。

告示

附則
附則第三項中「シヨウ」を「シヨウ」に改め、同項を附則第二項とする。
この要綱は、告示の日から施行する。